

県立ひょうごこころの医療センター喫茶・軽食サービス運営事業者の 選定に係るプロポーザル方式による募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立ひょうごこころの医療センターの指定場所において、喫茶・軽食サービスを運営する事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和3年11月15日

兵庫県病院事業

兵庫県立ひょうごこころの医療センター院長 田 中 究

1 公募内容

(1) 件名

兵庫県立ひょうごこころの医療センター 喫茶・軽食サービス運営事業者の選定

(2) 概要

兵庫県立ひょうごこころの医療センターの一部について行政財産使用許可を受け、喫茶・軽食サービスを運営する事業者をプロポーザル方式により選定する。

(3) 行政財産の使用許可を行う施設の概要

① 所在地

神戸市北区山田町上谷上字登り尾3

② 施設の名称

兵庫県立ひょうごこころの医療センター

③ 許可予定箇所の位置及び許可予定面積

公募要項に記載のとおり

(4) 行政財産の使用許可期間

許可日から令和7年3月31日まで

(5) 行政財産の使用料

病院局公有財産取扱規程（平成26年病院局管理規程第4号）別表第1に定める使用料

2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員、または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団員および暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）、もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けていない者、または商法（明治32年法律第48号）により特別清算もしくは会社整理を行っていない者であること

(3) 令和3年11月1日現在、神戸市あるいは周辺市町において「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第13項に規定する就労移行支援または同条第14条に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を運営する法人

3 参加手続

(1) 事務局

〒651-1242 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3

兵庫県立ひょうごこころの医療センター総務部総務課

電話（078）581-1013

(2) 公募要項の配布

ア 配布期間

令和3年11月15日（月）から同月29日（月）まで（土曜日および日祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- イ 配布場所
上記(1)に同じ

(3) 現地見学

参加申込書提出事業者を対象に、企画提案書を作成するために必要な許可予定箇所の現地見学を希望する者は、事前に連絡し、調整を図ったうえで認めることとする。

ア 期間 令和3年11月18日(木)から同月29日(月)(土曜日および日祝日を除く。)

- イ 連絡先
上記(1)に同じ

(4) 質問及び回答

ア 質問方法
質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参するか、ファクシミリ、またはメールとする。

イ 受付期間
令和3年11月18日(木)から同月29日(月)まで(土曜日および日祝日を除く。)、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 回答方法
令和3年11月22日(月)以降に順次、公募要項配布者全てにメールにて行う。

エ 質問様式提出場所
上記(1)に同じ

(5) 提案応募書類

ア 提出方法
持参もしくは郵送とする。

イ 受付期間
令和3年11月22日(月)から12月6日(月)まで(土曜日および日祝日を除く。)、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)、郵送の場合は、令和3年12月6日(月)必着とする。

ウ 提出場所
上記(1)に同じ

- エ 提出書類
 - ① 企画提案書
 - ② その他、公募要項に定めるもの

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法
選定は、本病院に設置する選考委員会において行う。

(2) 決定方法
委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知
当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い
当選者は、県立ひょうごこころの医療センターの指定場所における喫茶・軽食サービスの運営に係る行政財産使用許可の予定者となる。

5 その他

- (1) 留意事項
 - ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は、非公開とする。
 - ウ 提出書類は、返却しない。
 - エ 提出書類について、この書面及び公募要項に定める様式に適合しない場合は無効とすることがある。
 - オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。
 - カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(2) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

詳細は、公募要項による。